青森県告示第六百二十二号

告

示

青森県内における地域生活実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条 (昭和二十五年三月青森県条例第十号) 第二条第二項の規定により告示する。

例

平成十九年八月二十七日

第二千八百二十四号

(月曜日)

平成十九年

警備員の検定合格者審査の実施..... 開発行為に関する工事の完了..... 漁船保険付保義務の発生..... 入会林野整備計画の認可...... 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出. 青森県内における地域生活実態調査の実施. 公 告 目 公安委員会 告 示 次 (建築住宅課) ... 林 (政策調整課) ... 企生 県下 出 —— 画活 画安 政 課 課全 : :

 $(\Xi)$ (\_\_\_) 医療、

調査範囲 別に定める地域の全世帯及び無作為抽出による世帯について行う。

平成十九年八月二十七日から同年十一月三十日までの間において、調査範囲ごと

により、無作為抽出により行う地域については、調査票を郵送し、及び回収する方 帯を対象として行う地域については、調査員が調査票を配布し、及び回収する方法 調査は、平成十九年八月二十七日から同年十一月三十日までの間において、

全世

青森県告示第六百二十三号

=

紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年八月一日をもって青森県収入証 

平成十九年八月二十七日

青森県知事  $\equiv$ 

村

申

吾

八戸市大字根城字西ノ沢四の二三

売りさばき人の住所及び氏名

申 吾 青森県告示第六百二十四号

青森県知事

 $\equiv$ 

村

(

調査目的

料を得ることを目的とする。 青森県内における地域の生活実態を把握し、将来の地域の姿を描くための基礎資

調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

調査対象世帯の構成員の状況

介護、消費動向など生活に関する現状

農業・畜産業の経営実態

前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

Ξ

兀 調査期日

に別に定める期日に行う。

調査方法

五

法により行う。

李澤

公示する。 「項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

_	むつ	むつ	
つ市大湊上町三	市大平	むつ市大字奥内字浜奥内五番地	発
/学上	平町三	奥	起
	三番	字	人
九番地一	地九	奥	の
	76	五来	住
_		地	所
		_	及
畑	大	新	び
中	室	谷	氏
道	至石	富	名
安	夫	也	
		む	+п
		つ	加入区の名称

# 公

# 入会林野整備計画の認可

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年八月二十七日

青森県知事にいていています。

吾

五所川原市大字石岡字藤巻六七五	地域の名称 開発区域 (工区) に含まれる
龍町二三一 株式会社 マルハン京都府京都市上京区出町今出川上る青	及び氏名 (名称) 開発許可を受けた者の住所

# 安委員会

公

# 青森県公安委員会告示第九十二号

第二十号。以下「検定規則」という。) 附則第九条の規定により公示する。おり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則審査(学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。) を次のと警備業法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第五十号) 附則第五条に規定する

平成十九年八月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

# 審査の実施日時及び場所

実施日時

平成十九年十月五日 (金) 午後一時から午後五時まで

2 場所

申

吾

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者 (検定規則附則第七条第二検定規則附則第六条第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十

3

項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- に皆 「「「「「「「」」」」」」「「「」」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「」」「「 」 「 」」「「 」」「「 」」「
- に合格した者 て旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの (以下「旧二級検定」という。)2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であっ

(三)

 $(\Box)$ 

- 級検定に合格した者 4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二
- に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧二級検定に合格した者5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表
- 合格した者重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に「重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に「6 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴
- 又は旧二級検定に合格した者 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定

### 三 審査予定定員

- ・施設警備業務に係る一級及び二級の審査(合計十人)
- 2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十一人
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 二人
- 4 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計二.

## 四 審査の申請手続き

- 申請受付期間及び受付時間
- 申請受付期間

日及び祝祭日を除く。) 平成十九年九月十日 (月) から同月二十一日 (金) までの間 (土曜日、

申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

三 申請受付の締切り

め切る。 申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締

申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- 含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課売,青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を
- 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する

警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

- 課又は刑事生活安全課所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全う。)を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に存する営業う。)を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に存する営業
- 3 申請方法

めない。 四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認

4 申請書類

合にあっては─及び□に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場ただし、審査申請者が─及び□に該当する場合にあっては─又は□に掲げる書面検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

- で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面 一 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者
- で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する() 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者
- 氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に三 写真 (申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ
- 四 旧合格証の写し

日曜

3

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

県 報 青 森

1

審査当日は、午前八時三十分から午前九時までの間に受付を済ませること。

その他

5

審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五

審査事項等

学科試験

警備業務に関する基本的な事項

法令に関すること。

警備業務の実施に関すること。

実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

ては、実技試験は行わない。 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対し 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

七 審査申請に関する問い合わせ先 審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

電話〇一七 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

2

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円一銭